



**3月16日までです。**

**所得税及び復興特別所得税の  
確定申告並びに納付の期限は**



発 行 人  
公益社団法人 湯浅納税協会  
有田納税貯蓄組合連合会  
編集発行人  
新 井 栄 昭

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告は、令和2年3月16日までです。申告期限間際になりますと、税務署は大変混雑することが予想されますので、確定申告はできるだけ早めにお済ませください。

期限内に申告や納税をしなかったり、間違った申告をしますと、後で不測の税金を納めなければならぬだけでなく、加算税や延滞税を納めなくてはならない場合がありますのでお気をつけください。

なお、所得税及び復興特別所得税の申告を行う必要のない人も、個人事業税、個人住民税の申告は必要な場合がありますので、ご注意ください。

※平成25年から令和19年（2037年）までの各年分については、復興特別所得税と所得税を併せて申告・納付することとされています。

**消費税及び地方消費税  
の確定申告・納付も  
お忘れなく**

個人事業者の令和元年分の消費税及び地方消費税の確定申告・納付の期限は、令和2年3月31日までです。

ご準備はお早めをお願いします。

**贈与税の申告及び納付  
の期限は3月16日  
までです**

令和元年分の贈与税の申告は、令和2年2月3日から3月16日までです。

納税も申告期限と同じ日までにしなければなりません。贈与税額が10万円を超え、かつ、金銭で一時に納付することが困難な場合など一定の要件を満たせば、延納の制度があります。

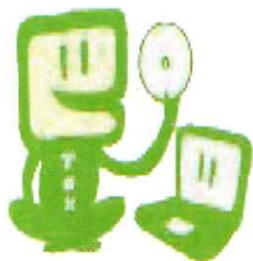


## 税務署からのお知らせ

### 税務署で確定申告書の作成・相談を希望される方へ・・・

申告書作成会場の開設期間は、  
**令和2年2月17日(月)から3月16日(月)**までです(閉庁日を除く)。  
相談受付時間は、**16時まで**です。

- ※ 会場開設当初と申告期限間際は混雑することが予想されます。
- ※ 混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。
- ※ 2月14日以前は通常窓口での対応となり、会場は開設していません (作成済みの申告書の受付、用紙の交付は行っています)。



申告書は「国税庁ホームページ」へアクセスして、パソコンやスマホで作成できます。

作成した申告書等はe-Taxを利用して送信していただくか、印刷して郵送等で提出してください。

### 税務職員を装った不審な電話・「振り込め詐欺」にご注意ください。

- ※ 還付金の受取のためにATMの操作を求めることはありません。
- ※ 納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。

**ご不審な点があるときは、税務署までお問合せください。**

## 納税協会からのお知らせ

湯浅納税協会では、確定申告期間中(土・日・祝日を除く)は、**令和元年分所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告にかかる税務相談**を行いますので、お気軽においでください。

なお、確定申告期間中は大変混雑しますので、税務相談をご希望されます方は、事前に電話(63-5454)で予約をお願いします。

個人事業者用

# 消費税及び地方消費税の 納税は期限内に

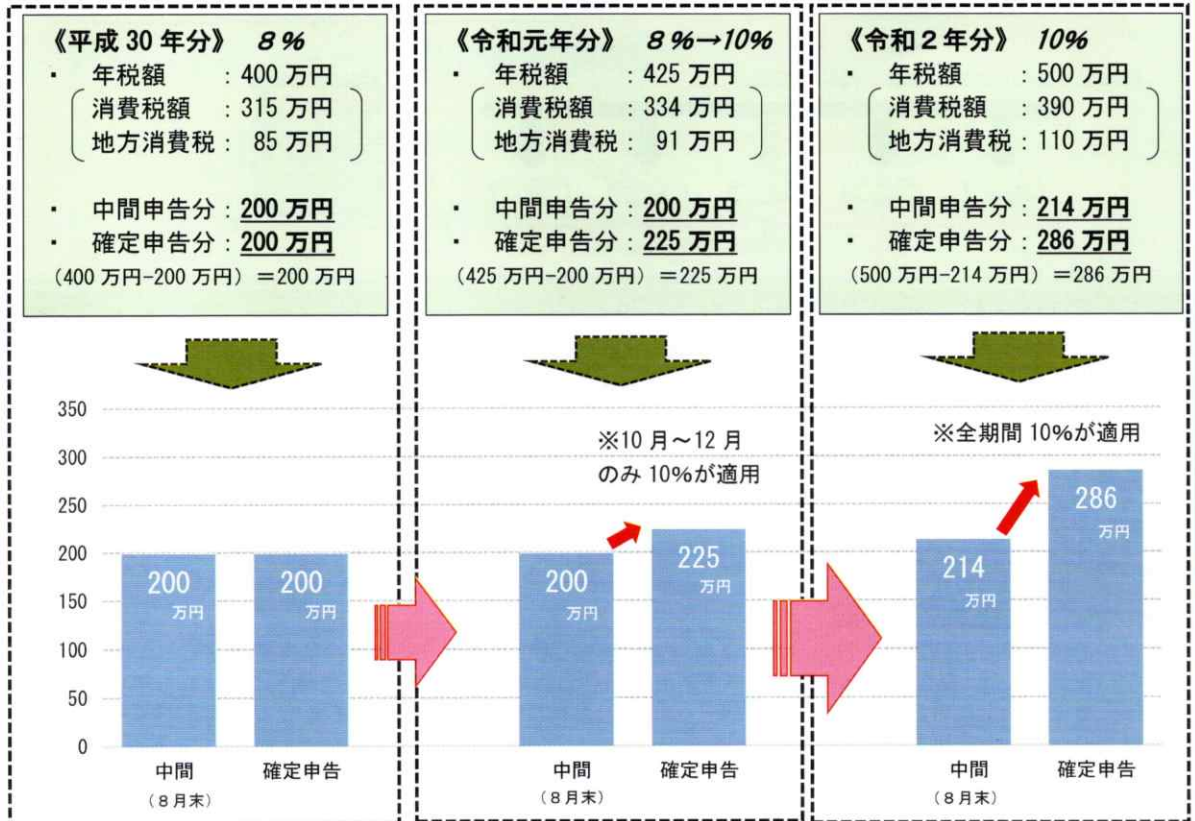
消費税及び地方消費税の税率は、令和元年（2019年）10月1日から10%になりました。  
(税率10%への引上げに合わせて、軽減税率制度が実施されました。)

期限内納付のために

## 課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。このため、税率の引上げ直後において、中間申告額は8%の税率で計算されていることから、確定申告では、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。  
税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

【具体例】申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮せず、直前の課税期間と同様の決算内容と仮定）



(注) 上記の税額は、仮決算をせず、直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合となります。

**確定申告時の納付額の増加に備え、計画的な納税資金の準備を！**  
※中間申告額のほか、あらかじめ納付（予納）することもできます。

便利な納付方法は裏面へ



個人事業者用

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングとの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

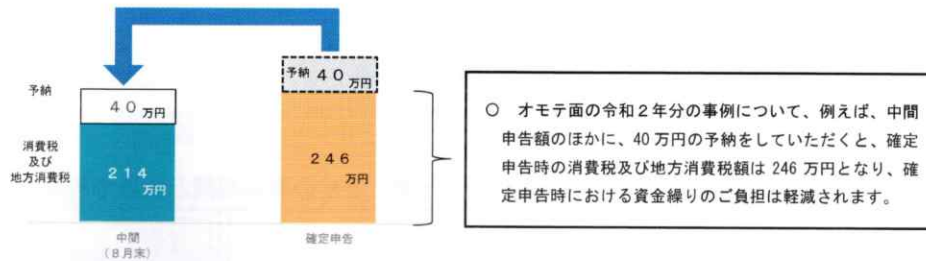
○ **ダイレクト納付を利用した予納**

ダイレクト納付を利用する方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等を e-Tax に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

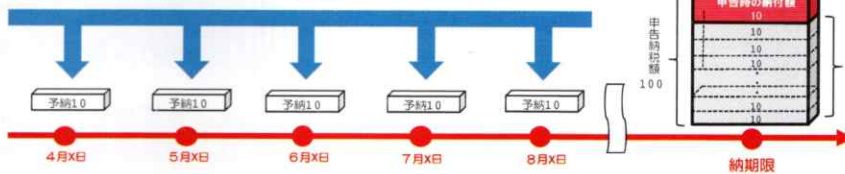
納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

【例1】中間申告額のほか、任意の金額を納付（予納）する場合



【例2】定期的に均等額を納付（予納）する場合



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間（注）から、自主的に中間申告・納付することができます。

（注）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く。）

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

平成 31 年（2019 年）1 月から

## いつでもどこでも **スマホ** で申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。



### スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

### ID・パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用して **e-Tax で送信すれば申告完了！**  
(ICカードリーダライタ不要)
- e-Tax で送信すれば、生命保険料控除の証明書などの **添付書類は提出不要！**  
(自宅で保管する必要があります)
- **申告書の控えは PDF 形式でスマホに保存！**

※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。  
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

### ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成 31 年（2019 年）1 月からマイナンバーカードと IC カードリーダライタを使って、ご自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成 30 年 1 月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。
- 平成 31 年（2019 年）1 月以降、e-Tax ホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Tax での申告履歴）や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。  
(国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。)



# パソコン スマホ から 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

STEP

1

## 「国税庁ホームページ」へアクセス

- 👍 税務署に行く手間がかかりません！
- 👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告

確定申告書等作成コーナーの  
利用率  
2人に1人以上が利用

確定申告書等作成コーナーの  
利用者の感想

96%の方が役立つ

と回答

STEP

2

## 申告書を作成

- 👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

## e-Taxで送信して提出

### マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

#### ① マイナンバーカード



取得方法は裏面  
を見てね！



#### ② ICカードリーダーライター または マイナンバーカード対応のスマートフォン



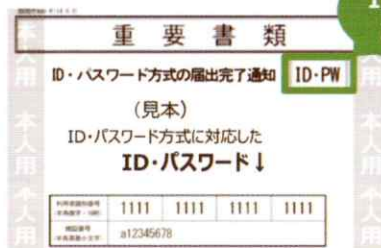
または



一部の端末のみ

(注) マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、裏面をご参照ください。

### IDとパスワードで送信



・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

👍 **印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！**

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。





## スマホ×確定申告 ～ネクストステージ～

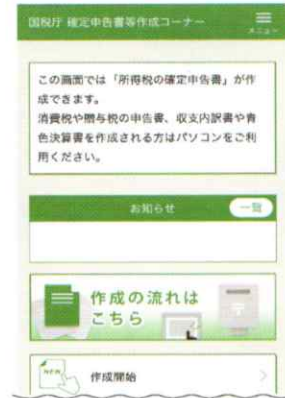
# 進化するスマート申告！

### スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。



申告書の作成はこちらから！



開発中の画面ですので、実際の画面と異なる場合があります。



対象端末の一覧はこちらから！



### e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」(裏面参照)に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

- (注)・タブレット端末からもご利用いただけます。
- ・e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

## 操作が分からない場合は「よくある質問」へ

確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。

よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、電話でお問い合わせすることができます。

※ お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

(注) 国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関するよくある質問を掲載していますのでご覧ください。また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、最寄りの税務署へお問合せください。

## マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。



### マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。



スマホによる申請はこちらから！

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法



第5回 NKメンバーズツアー

奥入瀬溪流イメージ



北東北  
ゆるたたり紀行  
新緑の奥入瀬と八甲田の旅

旅行期間

2020年 6月16日(火)~18日(木)

旅行代金 2名様以上1室利用の場合

〈おひとり様〉 **129,000円**  
(消費税込み)

●1名様1室利用の場合は、追加代金25,000円にて申し受けます。相部屋希望で最終的に1名利用になった場合も上記の追加代金をお支払いいただけます。  
※旅行代金については、原則として経費になりません。



北東北行程表		宿泊	
1	ANA1851便 貸切バス 伊丹空港 → 青森空港 → 立佞武多の館(昼食) → 五所川原 → 金木 8:45 10:30 11:00 11:40 13:05 13:10 13:28 13:53	津軽鉄道 観光アテンダントによる案内	[十和田湖] 十和田ホテル
	太宰治記念館(斜陽館)・・・津軽三味線会館 → 津軽SA → 十和田湖 十和田ホテル(泊) 14:05 ※演劇15:00~15:20 15:30 16:15/16:30 17:40頃		
2	早朝散歩6:30~朝食7:00~ 十和田ホテル → 発荷峠展望台 → 休屋・・・乙女の像・・・乗船場(団体写真)・・・子ノ口 → 9:00 9:15 9:30 9:45 10:20 10:25 10:45 11:35/11:45	十和田湖遊覧	[八甲田山] 八甲田ホテル
	奥入瀬溪流(散策) → 森のホテル(昼食) → 睡蓮沼 → 城ヶ倉大橋 → 八甲田山 八甲田ホテル(泊) 11:50 12:50 13:05 14:15 14:45/15:00 15:15/15:25 15:30頃	八甲田ホテル到着後、睡蓮沼の名瀑「ヒバ千人風呂」へご案内	
3	早朝散歩6:30~朝食7:15~ 八甲田ホテル → 田舎館村(田んぼアート鑑賞) → 黒石・中町小見世通り → 料亭・富士見館(昼食) 9:00 10:15 10:55 11:10 11:55 12:00 13:15	日本の道百選	
	ANA1856便 → 三内丸山遺跡(団体写真) → 青森空港 → 伊丹空港 13:45 15:30 15:50 17:00 18:55頃		

募集人数 40名(最少催行人員20名)  
※最少催行人員に満たず中止の場合は、  
出発日の14日前までにご連絡いたします。

申込締切 2020年 4月30日(木)  
※但し、定員に達し次第締め切ります。

申込金 〈おひとり様〉30,000円  
※旅行代金に充当いたします。

[食事条件]朝2回 昼3回 夕2回  
[添乗員]全行程同行します。  
[貸切バス会社名]秋北バス  
※行程表に記載のご利用便の時間は変更になる可能性があります。

ごあいさつ  
毎年多数の会員の皆様にご参加いただいております「NKメンバーズツアー」、今年もベストシーズンの北東北を訪れます。  
「青々とした木々が広がる「奥入瀬溪流」  
「八甲田」はじめ、新緑と湖のコントラストが美しい「十和田湖」など、ゆったりとした行程で、北東北の絶景ポイントを巡ります。  
ご宿泊は、数々の賞客をもてなした、十和田湖畔にある名門「十和田ホテル」と静かな森の中に佇む、青森県唯一の「八甲田ホテル」にお泊りいただきます。  
八甲田ホテルでは、同系列の酸ヶ湯温泉「ヒバ千人風呂」で、こゆっくりにお寛ぎ下さい。  
皆様お誘い合わせの上、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

参加者募集中

詳しくは、湯浅納税協会事務局までお問い合わせください。  
電 話 0737-63-5454